

第7章

「ネットカフェ難民」を含むホームレス問題をどのように捉え直し、支援していくべきか

——野宿者支援を行う福祉相談部門スタッフによる事例紹介——

NPO 釜ヶ崎支援機構・福祉相談部門スタッフ
尾松 郷子

7.1 はじめに

ネットカフェの前で声をかけ調査に協力してもらった人たち、他の調査員が聞き取りをしたケースを読みながら、何をどこまで支援できるのかと悩む。開き直ってはいけないのだが、勉強不足ゆえ、「当然」現在ある社会制度、社会資源をすべてわかっているわけではない。ただ、聞き取り調査に参加した調査員という立場と釜ヶ崎支援機構福祉相談部門スタッフという立場、二つの立場が入れ替わり顔をのぞかせる。聞き取りの途中で「無意識」のうちに相談業務は始まっている。自立支援センター入所者もそうであるが、ネットカフェで寝泊まりしている人たちの置かれている脆い状況をきくと、今すぐにでも何かしなければならぬと焦る。それは私自身がこの仕事をしているからだけではなく、調査に参加した他のメンバーからも、「何とかならないのか」という言葉を何度となく耳にした。「何とかならないのか」という思いは、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門で日常業務を行っているスタッフが毎日感じていることでもある。

そもそも、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門^{*1}は、2000 年度より特別清掃^{*2}の輪番登録労働者や夜間宿所（シェルター）^{*3}利用者の中でも「非労働力」としてみなされる人たちに対して、「路上死から遠ざける試み」として、生活状況をたずね、事情に応じて入院や施設入所、アパート入居と生活保護申請の支援を始めた。相談業務開始当初は釜ヶ崎の日雇い労働者の割合が高かったが、ここ数年特別清掃に登録している相談者の割合は、平成 16 年度で半数以下となり、平成 18 年度で 38.7 % まで減少している。一方で、釜ヶ崎に仕事を探すために来たわけではなく、野宿しているかどうかは別として、「一般社会」から排除され流れてきた人たちの割合が増えたと実感する。

今回の報告では、ネットカフェや自立支援センターで聞き取りをした人たちをホームレスにとらえ、具体的な事例を紹介しながら、彼らと同様、複雑で多岐にわたる問題を抱えて釜ヶ崎支援機構に相談に来た

^{*1} 釜ヶ崎支援機構福祉相談部門の HP (<http://www.npokama.org/welfare/index.html>)

^{*2} 基本的に、釜ヶ崎の 55 歳以上の日雇労働者を対象にしている。詳細は、HP(<http://www.npokama.org/>) の事業概要の中の就労機会提供事業／高齢者特別清掃事業を参照。

^{*3} 詳細は、HP(<http://www.npokama.org/>) の事業概要の中の寝場所提供事業／夜間宿所運営事業を参照。

若年者（特に 40 歳未満^{*4}）に対してどのような支援を行ったかも同時に紹介し、現在の貧困問題をどのように捉え支援したらいいのか考察していく。

7.2 支援の限界 —— 社会の「建前」と「本音」の狭間で

1990 年代に入って、東京や大阪など大都市を中心に、ターミナルや公園で野宿を余儀なくされる人たち（ホームレス）が増加し、社会問題化されるようになった。1998 年大阪市立大学都市環境問題研究会が行った「大阪市内における野宿生活者（ホームレス）の概数・概況調査」では 8,660 人もの野宿生活者が確認された。さらに同研究会が 1999 年に行った「野宿生活者（ホームレス）聞き取り調査」により、大半が男性で、平均年齢が 50 代半ば、約 6 割が日本最大の寄せ場（建築・土木を中心とした日雇労働市場）である釜ヶ崎で働いた経験をもち、約 8 割が廃品回収に 20 日以上従事しており、仕事に就いて自立（野宿から抜け出）したいと思っているホームレス像が浮き彫りになった。他方で、ホームレスの増加・拡散にともない、ホームレスを「一般社会」から排除する動きがすすんだ。公園が「不法占拠」されているという「一般市民」の圧力による行政代執行などはその一例である。

このような流れの中、ホームレス問題の解決をめざし、2002 年 8 月には「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」（「ホームレス自立支援法」）が制定された。「ホームレス自立支援法」の中でホームレスは、

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

と定義されている。

2003 年 1～2 月に行ったホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえ、厚生労働省は同年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、この基本方針に基づき、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進している。大阪市においては、法に基づく国の基本方針などに即して、野宿生活者の自立を積極的に促すとともに、新たに野宿生活になることを防止するなど、野宿生活者に関する問題の解決を図るため、平成 16 年度から 5 年間を計画期間とする「大阪市野宿生活者（ホームレス）の自立の支援等に関する実施計画」を策定した。このようにホームレス問題を解決するために、既存の法制度（生活保護法など）の活用に加え、新たな法の設立、施策の策定がすすんでいる。

その一方で、1999 年の派遣法改正^{*5}により、今や労働者の 3 人に 1 人までが非正規の職員・従業員で、

^{*4} 40 歳未満の相談者の状況は、平成 14 年度 4.3 %:33 人、平成 15 年度 2.6 %:28 人、平成 16 年度 2.6 %:23 人、平成 17 年度 5.0 %:29 人、平成 18 年度 3.8 %:21 人。

^{*5} 高井晃は「失われたくハケンの品格」を求めて」（『ワーキングプアの大逆襲』洋泉社,2007 年,p.155）の中で派遣法「改悪」について以下のように述べている。

「99 年の派遣法改正では、原則どんな職種も派遣を活用していいという、ネガティブリスト方式に変わりました。ネガティブリスト方式というのは、派遣の活用を禁止する職種を指定し、それ以外の職種はすべて OK とすることです。現在では、港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係業務の一部、人事労務に関する業務などが禁止されています。それ以外の職種は皆 OK となったことで、非常に幅広い職種で派遣が活用されるようになりました。

ちなみに、以前の方式はポジティブリスト方式と呼ばれますが、こちらでは逆に派遣を活用していい職種が限られ、ソフトウェア開発、機械系、放送機器操作など、専門 26 業種に限定されていました。

ですから、冒頭でも述べたように、同じ派遣法といっても 85 年に成立したものと 99 年のものとは、似て非なるものです。それまでは、派遣というのは技能を持った強い労働者だから、悲惨な状態にはならないという前提で、社会保障も考慮されていなかった。その枠組みを残したまま、幅広い職種に広げてしまったから派遣システムの底が抜け、その結果、日雇い派遣のようなものまで生まれてしまったわけです。」

低賃金で、いつ解雇されてもおかしくない、不安定な雇用状態、その雇用状態に規定されて不安定な生活状態に置かれる労働者が増える傾向にある。このような人たちの中には、アパートなどを借りて生活するのではなく、派遣先の寮やネットカフェなどで寝泊りし生活の拠点を転々とせざるをえない、ホームレス状態に追いやられる人たちもいる。お金がないときなどは、公園などで野宿せざるをえないこともある。

しかしながら、国をはじめとする行政は、「ネットカフェ難民」に代表される若年の貧困層を、「ホームレス自立支援法」で定義されているホームレスと異なった別の枠組みで捉え問題解決しようとしている。このように「既存」のホームレス問題の解決を目指す施策が策定される（社会の「建前」）反面、新しく生み出された若年貧困層（新しいホームレス）を「既存」のホームレス層と分断し、結果として様々な社会制度から排除している現状（社会の「本音」）がある。

7.3 終身雇用が崩れて——仕事をして生活できない

仕事に就いていれば、安定した生活をおくれると思っていなかったらどうか。安定した生活とは、例えば、病気になって休んでも解雇されることはない、給料がその分減らされることもない、家を購入して住宅ローンを組めるだけの将来の見通しがたつ、定年退職したら退職金をもらって、年金を受け取りながら老後を安心して暮す、等々。雇用条件の二極化がすすんだ現在、このことは終身雇用のある一部の正規社員に限定されたことである。正規社員でも、資本の利益追求のため、過酷な労働に追い込まれ、自分の生活を省みることもなく猛烈に働かざるをえないか、「強度」が弱ければスクラップになって捨てられるかということも少なくない。ましてや正規社員よりも待遇の劣る非正規社員の場合は、働いても報われることのない「ワーキングプア」と呼ばれる貧困層に固定され、毎月、今週、今日をどう生きていこうか考えることで精一杯、将来の夢や希望などさらさら考える余裕もなく毎日を流されていくしかない状況がそこにはある。ネットカフェで聞き取りした A さんはその典型的な事例である。

【30 代後半男性：A さん】大阪府の出身。両親は離婚している。母と弟と一緒に生活していた。高校を卒業して運送会社に就職。運転助手を経てドライバーとして 15 年ほどこの会社に勤める（正規雇用）。数年前からセールスドライバーとして営業力も求められ、チームを組まされるようになった。成績は給与にも反映されるので、できるやつにおんぶになることがとってもつらかったし、それがプレッシャーになった。いずれリストラでクビになるという恐れがあったので、それなら自ら辞めようと思い、辞めた。当時のことを今振り返ると、朝から晩まで何のために生きていたのかと思った。

A さんは、1 ヶ月半前までは家賃 4.3 万円の部屋を借りていた。家賃を払えず住むことができなくなったとき、行ってもどうにもならないと思い、役所には行かなかった。それからシャワーがあるこのネットカフェを週 4～5 日、ナイトパック（6～10 時間）で利用している。これまでトラック内で寝たりしていたので寝るのに問題はない。これからの季節は野宿もできていると思っている。

派遣登録は現在 1 社のみ。携帯はとまっているので事務所に直接行って話しをする。最近の企業は派遣がいなければ工場は回らないが、登録しているだけの派遣労働者なので強い発言権はない。夜勤は 14 時～23 時までの実勤 9 時間 6,500 円（源泉徴収済）で毎日ある。3 月から派遣をはじめたが仕事の量は波がある。3～4 月は引越しが多く 5 月は少なかった。引越しは実勤 7 時間で 7,000～8,000 円。現在 1 日の収入は 6,500 円、支出は職場までの交通費、タバコ代、食事代、銭湯代合めて 2,000 円弱。それに加えネットカフェ代が 1,000 円。食事は 100 円均一やコンビニで買う。仕事

は1週間働いて日曜は休む。身体は元々強いので今は健康であるし体調はいつもよい。だから、今はやっていける。今月はずっと同じところにはいるが、この仕事も今はあるがこの先はわからない。

もし今、正規の仕事に就職をしても目の前の生活が成り立たない。就職してしまうと給与は1ヶ月後に入ってくるので、就職するなら2か月分の生活費+家賃を貯めておかないとだめだ。そう考えるとなかなかお金が貯まらないので就職するのはしんどいと思う。家を借りても払っていけない。また、家を借りるのも怖い。保証金には最低20万円必要になる。そんなお金はないし、何ヶ月無理して働いて貯めて家を借りる必要が今はない。結婚もしていないし恋人もいない、家族もないのに家はいらぬ。

自分が今から就職をするには40歳では難しい。バブルのころ、求人はあったけれど今は雇ってくれという若い人の方が多から会社も選んで若い子をとる。そうすると就職は厳しい。縛りや残業などを考えなければ働けない。だけど、もし縛りや残業を我慢してもそれで生活できるのかはわからない。今の世の中、就職しても安定はないから。

Aさんは、若干年齢が高いものの、マスコミなどが報道する「ネットカフェ難民」の典型例だと思われる。新聞報道によれば、「ネットカフェ難民」対策として、東京などの都市部のハローワークに専門相談員を配置し、「社員寮付き」や「住み込み」の仕事を中心に紹介することを計画していると書かれているが、それは単に、ネットカフェに滞留しないようにするだけであって、仕事と同時に生活する場所も失ってしまう不安定な状態、貧困状態にあることには違いないのである。生活が保障されることがない泥縄的な政策は、根本的な問題解決を考えているとは到底思えない。たとえ不安定な就労であったとしても、安定した生活をいかに保障するかが課題ではないだろうか。

さらに、ネットカフェで聞き取りをした人たちや最近釜ヶ崎支援機構に相談に来ている若年者は、今まで私たちがイメージしてきたようなホームレス、具体的には、(元)労働者「層」として一括りできない、労働問題だけでは解決できない個別具体的な問題をかかえている「個人」としてしか捉えることができない、新たな「ホームレス」と言えるのではないだろうか。

7.4 社会の中で生きるためのレッテル貼り

生活困窮状態で釜ヶ崎支援機構に相談に来たとき、仕事だけで野宿から抜け出せた事例は多いとは言えない。実際は1割にも満たないので「ほとんどない」というのが正しい。また、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に相談に来て、生活保護(病院入院・施設入所・居宅保護)で野宿から抜け出せる割合は3~4割程度にすぎない。割合がこれだけ低い理由として、援助者の能力不足もあるが、それ以上に困窮した相談者に対して「その場で」「すぐ」野宿から抜け出すための社会制度、社会資源がなく、継続して相談していく必要があり、その中でこぼれ落ちてしまう結果になっていることがあげられる。

釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に来た場合、まず体調はどうなのかという話は出る。もちろん野宿して体調を崩している場合が多いので、病院受診をまずすすめるということもあるが、生活保護には「補足性の原則(生活保護法第4条)」があり、

資産(預貯金・生命保険・不動産など)、能力(稼働能力など)や、他の法律による援助や扶助などその他あらゆるものを生活に活用してもなお、最低生活の維持が不可能なものに対して適応され

る。民法に定められた扶養義務者の扶養、その他の扶養は生活保護に優先して実施される。

どのくらい仕事ができるのかどうか、稼働能力を医師に判断してもらう必要性がでてくる。ここ2、3年、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に相談に来る若年者は、軽度の知的障害、発達障害、人格障害、アルコール依存症など何らかの精神疾患を抱えている場合が多い。しかし今までの生活の中で、適切な治療を受けることもなく、療育手帳や精神保健手帳を取得するための援助を受けてこなかったため、精神科受診の話をすると拒否反応を示す。彼らのこの反応は、当然のことなのではある。精神病患者に対する隔離・収容すべきであるという社会規範・差別意識が存在する社会に問題があるのだから。ただ、マイナスのラベル（レッテル）を貼られることを受け入れない限りは、野宿からぬけだし安定した生活を確保・維持していくことができない、私たちはこんな「おかしい」社会の中にいるのである。

【30代後半女性：Nさん】ある市民団体からの紹介で、Nさんが釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に来たときはすでに野宿を余儀なくされていた。ただ、派遣に登録していて面接先も決まっており、面接を受けその結果が出るまでの間、緊急的に泊まる場所を何とかしてほしいということだった。最初に会ったときから、声を荒げて興奮して話をする場面が多く、また不眠を訴えていたので、体調の面と今後の支援のことを考え精神科受診をすすめるが、「自分は精神を病んでいない」と忌避が非常に強かった。

高校を卒業して、2年間デザインの専門学校に通い、卒業後地元の広告代理店に正社員で就職するも、拘束時間が長くとれる睡眠時間はわずか2時間で、また極度のプレッシャーの中での仕事で、ストレスでさらに不眠、拒食が進んで、結局半年間で辞めた。その後1年間は病院に通うことなく自宅療養する。

20代半ば、顔が痺れ、頭の後ろで音がする「奇病」になった。それから10年弱は自宅で療養をしていた。この間流動食しか食べられず、下半身不随で歩けなくなった時期もあった。また家族に頼っているのでこのような病気になるのではないかと思い、30代前半、一人暮らしをはじめた。当初はアルバイト（食品販売）を掛けもちで10万円の収入、足りない分を親から援助してもらっていた。その後は職安や派遣に登録して住み込みの仲居の仕事に就く。ただいろいろな旅館・ホテルで仲居の仕事をするが、労働条件が異なる、「嫌がらせ」を受けるなどの理由で、退職せざるを得なくなった。

約1年前大阪に来た当初は蓄えもあったので、ウィークリーマンションに滞在する。この間フリーペーパーでピッキングの仕事などスポット求人を数回しただけだった。生活費が底をつき、ウィークリーマンションを出て住み込みの仕事に就く。しかし住み込み先の寮の隣人が自分の部屋の壁をどンドンたたくので苦情を言ったところ、隣人に頭を殴られるトラブルになる。それを近所の人が見ていて警察を呼ぶが、Nさんが公務執行妨害と傷害で警察に拘留される。自分は悪くないと話をしても誰もきいてくれなかった。大阪にもどってきて再び派遣会社に登録するも仕事がほとんど見つからなかった。その間、約1ヶ月ネットカフェに寝泊まりをしていた。これではいけないと思い職安にも行ったが住むところがないので住み込みの仕事しか探せなかった。残りの生活費がわずかになってきて消費者金融からお金を借りようと思ったけれども、結局どこも審査で断られ、お金を借りることができなかった。大阪市役所の保護課に相談にいったが、住民票はどこにあるかきかれ、兵庫県にあると言ったところ、大阪市では何もできないと言われた。

その後約2ヶ月間、お金があるときは24時間営業のファーストフードでコーヒー1杯だけで、またお金がないときは野宿をしていた。夜は2、3時間うつらうつらとしか寝ることができなかつ

た。それでも仕事を探さなければと派遣会社に登録する。自分で田舎を出てきているし、一人暮らしをしないと親に甘えてしまうので連絡はしていない。

相談に来た日は疲れていることもありドヤ（安いホテル）に泊まってもらう。翌日、内科の受診をすすめるも自分は体の悪いところはないと激しい語気で拒否、役所に相談に行くことも、前回の大阪市の対応があったため行きたくないと最初は言っていたが、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門のスタッフと一緒に緊急保護してもらうために相談、大阪市内にある女性の施設に2週間限度で入所することになる。その後、仕事が決まったので職場に出発しますと電話があった。その3日後に彼女から「自分は何も悪くないのに、仕事やめなければならないことになった」と電話があった。一方的に相手（ホテル側と派遣会社）が悪いと早口で興奮しながら話をする。ホテルの社員と話をしたとき、こちらは「冷静に」話をしているにもかかわらず、相手がわあわあ言ってきたので「私にも考えがある」と言って部屋を出たところ、派遣会社の人がきて、「ここでは働けない」と言われた。

もどってきて何があったのか話をきこうと思うが、感情のコントロールがきかず興奮して事務所に飛び出してしまうことが重なった。そのうち所持金もつき、体調もさらに悪くなり、何とか精神科受診することに同意してもらい、一緒に受診した。薬を処方、病名をつけてもらい、本当は入院してもらうのが一番だが入院を拒否したため、現在就労できる状況ではないので1週間ドヤに泊まりながら服薬してもらい、もう少し興奮がおちついたら部屋を探して居宅保護の準備をしようという話になった。しかしドヤに泊まってしっかり食事をとってもらい体調が回復してきたNさんは、「精神病」というラベルを貼られた、自分は仕事ができないダメ人間というレッテルを貼られたという思いが強くなり、福祉にかかるくらいであれば、野宿してでもいいので派遣に登録して仕事を探すと言って姿を消した。

野宿せざるをえない状態は異常なことだと思う。その異常な状態から抜け出すためにNさんが使える制度は生活保護法以外にはない。ただ、「私たちのいる社会」は、生活保護を受給することと引き替えにスティグマを付与する。それに加え、失敗しても何度でも生活保護を申請すればいいという考え方もあるが、「失敗した」というラベルは確実に貼られる。生活保護を受ける権利は当然あるから、失敗したからといって再度申請できないわけではない。ただできるならラベルを貼られないように、前もってどのような支援が必要か、使える社会資源は何があるのか考える。Nさんの場合は医療（治療）がどうしても必要で、「人格障害」というラベルをはらなければならなかった。その一方でNさん自身、「一般市民」が持っている負のラベル（具体的には「精神病」＝「きちがい」、「生活保護受給者」＝「ダメ人間」）に対して激しく拒否した。

【30代後半女性・Kさん】Kさんは、仕事を探すため職業カウンセラーと話しをしたところ、すぐ仕事をみつけるよりは生活の安定の方が先ではないかと言われ、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門を紹介された。

兄妹はいない。母親は本人が生まれてすぐ亡くなる。Kさんが幼稚園にあがる前に、父は再婚をするが、再婚相手にも連れ子がいて、関係が悪くなり親戚に預けられていた時期があった。子どもの頃から父からの干渉が激しく、常時監視されているのではないかと感じていた。そのことについて母親がわりにあたる親戚に相談にいったら、そんなことはない、思い込みだと言われ否定された。2年前にその父も病気で亡くなり、Kさんは結婚をしていないので独りぼっちになる。

高校を卒業して、学校の紹介で製作所に就職する。印刷会社に6年間パート（年金あり）で働いたのが最長職で、このとき職場の人間関係で悩み、2,3時間しか眠れなかった。あまりにもしんど

かったので、心療内科に受診、服薬するが副作用が大きくさらにしんどくなった。5年前からはいくつかの派遣会社に登録する。そして英語検定やコンピュータの資格などを取得するために、ビジネススクールにも通った。自分の持っている資格を活かすために、職安で探す仕事は貿易事務、派遣では貿易事務かコンピュータ関係の仕事のみの職種に限っていた。しかし最近は職安に行くも「どうせまた落ちる」という不安・恐怖から、面接に行くも採否の結果をまっている間に過食になってお金が急激に減るようになる。またお金が減るとそれが不安になり、面接に行くことができなくなるという悪循環に陥った。さらに全身が痺れて、動悸が激しくなり、過呼吸状態になることもあった。

この間生活費が少なくなってきたので、福祉事務所に行ったところ「まだ若いし、仕事ができるでしょう」と言われ何もしてもらえなかった。それで困り果てて幼少の頃世話をしてくれていた親戚の所に行く。しかし連絡をとらないでほしいと言われた。それがショックで再び不眠がひどくなった。

釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に相談にきて、精神科の病院に受診、仕事を探すよりも「治療」をすることが優先であると医師に判断され、生活保護が開始された。

Kさんは「発達障害」というラベルを貼られたことにより、社会に「適応」するために様々なサポートが必要であるということがはっきりした。ただ、独りぼっちの彼女にとって、「障害」という理由で生活保護を受給し、生活の安定を確保しても、社会から排除されていることに変わりはない。現在、定期的に病院に受診をしてカウンセリングを受けながら、仕事に就くということが、唯一社会の中での自分の位置を確認することなので、資格取得のために勉強をし、再び職安に通って求職活動をしている。釜ヶ崎支援機構福祉相談部門では、Kさんにとって生きやすい環境をつくることはできなかった。

7.5 犯罪に荷担してしまった知的障害者

最近、生活が困窮したため軽い罪を犯し刑務所に服役する知的障害者や高齢者の割合が増えて、刑務所が福祉施設化しているという話をいろいろなところで耳にする。確かに、釜ヶ崎支援機構に相談に来る人たち（生活困窮者）の中で、療育手帳所持者もしくは療育手帳取得可能と医師に判断されるケースが増えた*6。その中には拘置所、刑務所に入ったことがある人たちもいないわけではない。罪を犯すことは反社会的なことなので矯正教育をすべきだと言うことは簡単なことである。ただ、結果として犯罪に荷担することになったが、その背景に何があったのかを考察しなければ根本的な問題解決にはつながらない。

今回のネットカフェ利用者の中にも、知的障害者で犯罪に荷担してしまった事例があった。聞き取り直後逮捕され、国選弁護士から連絡があり、裁判に関わるがあった。裁判での詳細なやりとりを書くことはできないが、今後どのような支援が必要なのか、現在社会全体ですすめられている「累犯知的障害者」に対する処遇に問題はないのか考えていきたい。それに加えて、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に相談に来た知的障害者に対してどのような支援を行い、その過程で析出してきている問題についてもふれておく。

【30代前半男性：Fさん】おしゃれなめがねをかけ、帽子をかぶった色白な人。ただ着ている薄い色のジャージは汚れて荷物はビニール袋一つ、頻繁に野宿をしている様子。大阪府出身で、両親は今も大阪府に住んでおり、二人いる独身の兄が面倒をみている。家を出てから帰ったこともある

*6 平成20年3月14日の朝日新聞によると、「ホームレスに『知的障害』手帳 北九州 入所の3割超救済」というタイトルで、ホームレスに陥る人たちの多くに軽度の知的障害があることがわかったという内容の記事が載っている。

が、兄とは話をしていない。親からお金を家にいれろと言われたこともあった。最終学歴は中学校卒業。中学生のとき児童相談所が介入して、施設に半年ほど入所していたこともある。療育手帳 B1 を所持。てんかんの持病をもっており、病院（精神科）に受診しているというが、ここ 1 年受診できず頻繁にてんかんの発作をおこしている。最長職はパチンコの店員を 10 年間した。他には、タレントや先物取引の営業をしていた時期もある。2 年前から実家を出てダフ屋の仕事をしている。生活に困りだした 6 年ほど前に消費者金融 4 社から元金 170 万円ほど借りた。

聞き取りをした後も F さんは病院受診、居宅保護のことで何度か釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に顔を出していた。一時来ない時期があったが、再び連絡があった。しかしその連絡は、彼が犯罪をおかし逮捕されたという弁護士からの知らせだった。弁護士からはいろいろ質問をされた。療育手帳をどこで取得したのか、てんかんの発作が拘置所で頻繁におきているがどこで薬をもらっていたか、どのようなかわりがあるのか、自分に不利益になるような作り話をするのかどうか^{*7}、そして F さんが連絡をとってほしいと言っていると。その後弁護士と何度かやりとりしていく中で、情状酌量の証人として裁判所に出席してほしいという F さんの希望があるということをきいた。

情状酌量の証人として、① 事件の背後にはその日の生活にも困り野宿せざるをえなかった貧困状態があったこと、② てんかんがあるので規則正しい生活・服薬が必要なこと、③ 今後犯罪を繰り返さないためには生活保護を活用して安定した生活を確保、継続的な支援が必要で、F さんが釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に来たら支援を約束することを伝えた。一方検察側の発言の内容は、釜ヶ崎支援機構では F さんを「労働力」として「矯正」し、社会の中に組み込むことはできるのか、それだけが問題とされていた。「労働力」になり得ない存在は社会の中では必要ないと言われているように見え、憤りを感じた。

貧困の存在を放置し続ける現在の社会が、立場の弱い者にしわ寄せを強いていることを、社会秩序を維持しようとする検察側に理解してくれというのは無理な話かもしれない。ただ言えることは、再び彼に罪を犯させないこと、それは再び貧困状態になることのない生活を保障し、排除されない社会をつくることではないだろうか。

【30 代後半男性：T さん】北陸出身。父親は酒乱で、飲酒しないときも T さんや母を殴ることが多かった。兄弟は、姉 1 人、弟 1 人、妹 2 人いるがいずれとも折り合いが悪く、絶縁状態で、平成 15、16 年母、父が亡くなるも葬儀にはよんでもらえず。

小学校、中学校と特殊学級にいた。中学校在学中に「悪いこと＝万引き」をして施設に入所、中学校を卒業してからも母が面倒をみられないということで少年支援施設に入所していた。療育手帳取得（B）。ゲームセンターに行きたい、飲酒したいなどの理由で無断外出・外泊が多く 2 年目に退寮。退寮後は北陸地方で、皿洗い、配達、掃除、建築土木に従事、派遣にも登録するが、約 10 年前から失業状態になる。職安で相談しているとき、職探しではなく、施設（障害者の施設）をすすめられ入所、一ヶ月で退寮。実家に帰るも勘当される。15、6 才からビールを飲み、記憶をなくすことも多数、二日酔いで職場からクビにされること数回、飲酒の問題があるにもかかわらずアルコール依存症の病識はない。またお金を遣いすぎ、債務をつくることもあった。野宿生活を余儀なくされている 8 年間は、万引、窃盗、飲酒しての傷害など累犯を重ねる。

約 2 年半前、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に来て、更生施設（生活保護法の施設）に入所、再度

^{*7} 高岡健は「やさしい発達障害論」（批評社、2007、P.145）で「とくに、IQ が 57 から 75 程度の軽度知的障害を合併している場合は、誘導尋問の影響を受けやすいことから、被暗示性・作話・黙従が生じやすいという事実が、学術的にも知られています」と述べている。

療育手帳取得（B2）、警備の仕事に従事するが、仕事中の一度の失敗（自転車を倒しておきた物損事故）が原因で自分から仕事を辞め、同時に施設を8ヶ月で退所してくる。施設退所後、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に相談に来るが、物損事故をおこしたことで損害賠償を請求されるのではないかと情緒不安定になる。この間、病院（内科・精神科・整形外科など）受診するが、規則正しく服薬できない、また、計算が苦手でお金をうまく遣うことができないことがわかった。「本人の希望」は居宅保護、役所は、社会資源（ここではすぐに使える社会資源が釜ヶ崎支援機構福祉相談部門しかなかった）の援助なしでは居宅保護が困難と判断、本人も渋々ではあるが、金銭管理、服薬管理を同意して、約1年半前、居宅保護が始まる。居宅保護が始まって1週間後、社会福祉施設の清掃の仕事（4時間×週3、4日）に就職する。

また、支援していく中でいろいろなことがわかった。野宿している間に、携帯電話・銀行口座の名義貸しで僅かなお金をもらい犯罪に荷担していたので警察と一緒に相談に行った。また自分名義の携帯を2社で9台契約しており1ヶ月の支払が5万円近くなった。担当C.W.と連絡をとりながら生活費の話をして何とか説得して携帯電話1台を残し一緒に解約に行く。居宅保護が始まって1ヶ月位の頃、警察、福祉事務所などにいき、金銭管理・服薬管理の不服を申し立て、被害届をだしたいと訴えたこともあった。

約1年前、9ヶ月間続いた仕事を辞めた。仕事に就いた最初の頃は、時間内にうまくできないので辞めたいと言うこともあったが、職場のスタッフのきめ細かな声かけで何とかのりきっていた。最終的に仕事を辞めた直接の原因は仕事に関係することではなかったと思われる。今まではお金を自由（＝無計画）に遣っていたのにそれができない、アルコールの問題、好意をもっている女性に自分の気持ちが受け入れられない、…など様々な要素があったと思われる。

その後も継続的な支援は行っている。現在Tさんが使える制度は生活保護法と障害者自立支援法である。障害者自立支援法ができて「措置制度」から「支援費制度」に転換され、選択できるようになったと言われるが、利用できる社会資源がないことには選択の自由はない。今のTさんの状況を考えると、使える具体的な社会資源は、仕事を探すための援助である就労移行・継続支援（通所授産施設）だけである。Tさんのように、釜ヶ崎支援機構に相談に来ている人たちの中には、使える既存の社会資源がほとんどない知的障害者が実に多い。アルコール依存症の治療も考えているのだが、一般的に行われている治療プログラムの枠組みでは難しいのではないかと悩んでいる。

再び野宿にもどらないための支援として、金銭管理、服薬管理を釜ヶ崎支援機構では行っているが、一民間団体の支援だけでは当然不十分であることはわかっている。社会的に排除されないということは、生活保護を受給して現金給付を受けるだけではなく、社会の中でどうやって居場所、ゆっくり話をきいて個別対応できる環境をつくるのかということになる。

7.6 家族が支えてくれるという「神話」

家族は当たり前存在していて支えてくれるものと、みなさん思っていないだろうか。核家族化がすすみ、単身世帯がこれだけ増えたにもかかわらず、まだ「家族は支えてくれる」という「神話」を信じていることができるのか。ただ、現在の日本社会は、この「神話（家族の援助）」を前提として様々な制度がつくられていることだけは確かである。介護保険も障害者自立支援法も、家族が介護・援助して足りない部分だけ、すべてにおいて最小限のサービスしか提供されないのが現状だ。では支援してくれる家族がいない場

合はどうになってしまうのか。

今回話を聞いた事例をみると、調査対象者の年齢が20代から30代が多かったこともあり、家族とは主に親や兄弟になるが、社会が前提としていない家族（崩壊した家族）が存在していた。

施設で育った、小さいときに両親が離婚して片親の場合は、不利益を被ることはあきらかである。

【30代後半男性】福岡県の出身。4人兄弟で小学生の時に、両親が離婚、夜逃げする。その際、一人だけ父親（「亡くなったらしいですね」とのこと）について広島へ。福岡にいたときまでは小学校に通っていたが、それ以降は学校には通っていない。

また、親はいるけれども長い間連絡をとっていない、様々な理由から親との関係が悪い場合も援助は望めない。

【20代後半女性】父親は普段、真面目だが、酒癖がわるく、呑むと人が変わったように暴力を振るう。

【30代前半男性】父親は離婚してどうなっているかわからない。母親は現在70歳代前半。家族は母、姉、兄、自分、弟。姉は結婚してその夫のついでに兄に仕事を紹介した。今までは実家の前まで行き、母親が紙袋にお金を入れて窓から投げってくれることもあった。しかしそれが姉の知るところとなり、実家の前にいたところ警察まで呼ばれることになった。警官が実家の中に入って母親から「迷惑だからもう来ないでくれ」と言われたと伝えてくれた。

親との関係が悪いわけではないが、援助できるだけの金銭的な余裕がない場合も然り。それに、

【30代後半男性】家族との関係性は良好なので、最終的に実家を頼ることはできるだろうが、この年齢になって親に頭を下げて帰ることはしたくない

というように、プライドというか世間体もある。

今回話を聞いた人たちの中に、妊娠している女性がいた。彼女が置かれている状況は過酷という言葉だけで簡単に表現できるものではない。出産するにしても堕胎するにしても支援していきたいと申し出、話をする機会が2回（うち1回は電話）あった。しかしそれ以降彼女が利用していたネットカフェに行ったが会うことはできなかった。

【30代前半女性：Cさん】Cさんは、幼少の頃は祖母と母親の三人で暮らしていた。兄弟姉妹はいない。物心ついた時から父親はいなかった。祖母が伯父のところに取り込まれてからは、家でひとりぼっちだった。母親はパートの仕事をしており、夜遅く帰宅することが多く、お金が家に置いてあり、コンビニやスーパーで夜ごはんを買って食べていた。小学校から中学校にかけていじめにもあった。高校を卒業後、正社員、パートの仕事に就き、母親が病気になったため一人で生計を維持していた。2、3年前からは派遣の仕事をしている。最近の1ヶ月はネットカフェから派遣先の現場に通っている。

ネットカフェを利用するようになったのは、1年ほど付き合っている男性から家を出て自立しろと言われたため。そもそもの原因はお互いの親の関係が悪いことにある。お金が貯まったら一緒に暮らす部屋を借りようという話もあったが、Cさんの貯金は男性がパチンコでつくった借金返済に充てられている。

産婦人科受診も付き添ってくれるという約束をしていたにもかかわらず、一人で受診、妊娠して

いることを伝えると「(墮胎するのに) なんぼかかるの?」と言われた。「ほんというたら、大切な命だから、殺すわけにはいかない。貯金が100万200万あったら…。がんばりたいのに…。」「子供がいる、いないに関わらず、部屋を借りたい。しんどい、しんどい、しんどいよ。ほんまに部屋借りたい。1週間は我慢できるけど、そこからは…。」

Cさんと話をしている中で、これ以上ネットカフェで生活するのは、精神的にも肉体的にも限界なので、子どもを生むかどうかも含めて男性と話をし、①一人で生活するために生活保護の相談に一緒に行く、②男性と一緒に暮らす、③実家に帰る、のいずれかを選ばざるをえないということになった。もし一人で生むとして、生活保護を受給するとすれば、母親や付き合っている男性には連絡がいくのかという話になった。母親には扶養義務の照会がいくこと、子どもの父親のこともきかれることになるだろうが、今の状況を勘案してほしいと話をすると、自分は貯金も何ももっておらず困っているのに、みんなはなぜ自分を苦しめるのかともらした。生活保護法に限ったことではないが、これだけ家族の形態がかわっているにもかかわらず、かわらない制度の枠組み。世帯(家族)を前提とした社会制度から個人を前提とする社会制度への早急な移行が必要ではないだろうか。

一方、ネットカフェを利用していたわけではないが、同じように単身で妊娠していた女性が不動産屋に紹介され、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に相談に来たことがある。現在もかわりは継続しているが、支援する家族がない彼女の出産・育児をどのように社会が支援していくか、その過程の中でどのような社会資源を活用し、どこに問題があったか、この機会に整理しておく。

【20代後半女性：Iさん】妊婦の定期検診をうけてない状態で、アパートを紹介した不動産屋が心配して相談に連れて来た。釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に来たときはすでに生活保護を受給しており、妊娠6ヶ月の状態だった。

Iさんは、九州の出身で4人姉妹の末っ子として生まれた。父親は離婚して物心ついたときには家にはおらず、現在田舎に母親がいるはずだが音信不通、姉妹とも連絡をとれない状況である。子どもの父親と大阪で知り合い、妊娠を知らせるとぶつくり連絡がとれなくなり、住み込みで働いていたが解雇され、途方にくれて死のうと思ひ死にきれず警察に相談して緊急保護してもらえ施設に入所、居宅保護になって一人暮らしをしていた。

近所の産婦人科の病院に定期検診に行ったとき、「お父さんは?」と言われて、父親がいないと出産できないと思い込み、その後一切病院に受診していなかった。まずは出産の援助から。釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に来る相談者は、ほとんどが男性で女性の相談者はめずらしく、今までの相談業務で初めて経験することが多かった。最近母子手帳をもらったらどこで出産するか分娩予約を病院にとらなければならないことを初めて知った。Iさんと生育歴・生活歴の話をするなかで、軽度の知的障害があるのではないかと疑い、本人も不眠を訴えていたので、公立病院の精神科に受診し、精神科の医師からの紹介で公立病院の産婦人科受診、ベッドを「無理矢理」確保した。確保した後は、担当区の保健師にIさんの状況(援助してくれる家族も知り合いもないこと、軽度の知的障害があること)を伝え、全面的な出産の援助を、福祉担当者にもIさんの生活歴、病院受診での医師とのやりとり、出産後の支援体制などの話し合いを何度も繰り返した。無事出産した後は、関係機関(福祉担当者、保健師、児童相談所担当者)と調整・連携をとりながらの育児の援助。当初は母子寮だったが、子どもの発育が悪く、母子分離をして子どもは乳児院、母親は居宅保護になった。また、精神科受診して主治医と相談しながら療育手帳(B2)取得、障害者自立

支援法を活用して、ヘルパーを導入、通院同行、家事援助などの支援を行っている。同時に、大阪市の社会福祉協議会が行っているあんしんさぼーとを利用した金銭管理の手続きの開始、それ以外にも現在中断中だが、戸籍を悪用されて偽装結婚、だまされてつくった債務の問題などで弁護士への相談同行など、まだまだ問題は山積している。

去年の冬に、本人から久しぶりに電話があり、ボランティアの女性に部屋の様子を見に行ってもらった。そのとき、お金を貸してほしいとの申し出があったので、食物(現物)だけを購入して帰ってきてもらった。何か問題が発生しているのではないかと考え、最近の状況をあんしんさぼーとのメンバーとヘルパーからおしえてもらい、酒量が増え、お金の遣い方にも問題があり生活が乱れているとのことで、福祉事務所、保健師、あんしんさぼーとのメンバー、乳児院のスタッフ、ヘルパー、釜ヶ崎支援機構スタッフでケース検討会議が開かれた。そして現状報告とそれぞれがどのような役割を担いIさんの生活を援助していくのかという確認がなされた。

Iさんの場合、一番の問題は、初期の段階で社会的責任を担うべき公的機関の人たちが役割を果たさなかったことだと考える。Iさんのケースワーカーではないが、現金給付や医療券発行の事務作業だけをしておけばよいと考え、ケースの置かれている状況を把握する責任を放棄し、それを「自己責任」、「自己決定」という言葉で片付ける(言い逃れをする)ケースワーカーが増えている。Iさんは自分が困っていることを相手にうまく伝えることができない。それも含めて担当ケースワーカーは把握していたし、保健師もIさんが定期検診を受けていないことをわかっていたにもかかわらず、動こうとせず、支援する人間が入ってはじめてうごきだすという有様だ。一人のケースワーカーが抱えているケース数が多く大変な状況であることは理解できるが、本来は福祉担当のケースワーカーが中心になり、使える社会資源の連絡調整、開拓を行わなければならない。Iさんの場合は、当初は釜ヶ崎支援機構スタッフ、出産、療育手帳取得後は保健師やあんしんさぼーとのメンバーが中心になって支援を行っている。支えてくれる家族がいない人たちにとって、最後に支えてくれるのは社会しかない。現在の社会において活用できる社会資源は、質も量もまだまだ不十分であることが言える。

7.7 おわりに

ネットカフェや自立支援センターで聞き取りをした人たち、釜ヶ崎支援機構福祉相談部門に来る若年者は、仕事があるが収入が少ない「労働者層」、仕事がなくなったため貧困状態に陥っている「失業者層」とひとくくりにはできない、家族(もしくは地域社会)が解体するまでは、家族や地域が何とか支えてきていた、病気や障害などをはじめとする個別具体的なそれも複雑で多岐に渡る問題をかかえる「個人」だった。そのため貧困状態から抜け出し安定した生活をおくるためには、仕事を斡旋するだけではなく、あらゆる面での生活の保障が必要になってくる。そこでまず生活保護を受けて最低の生活の保障という話になるのだが、生活保護を受ければそれで問題(「事件」)は解決したと考える人たちも多い。しかし、上で紹介した事例をみてもわかるように、一番の問題は、生活保護にかかってから、今までは家族が支えていた部分を社会の責任で、如何に連携をとりながら社会資源を活用し継続的な支援を行っていくのかということになる。ただ、家族を前提としている現在の社会制度では限界がある。支援していく中で明らかになっていく社会資源の貧しさをもっと訴え、考えなければならないのではないだろうか。

今の世の中の仕組みでは、貧困状態に追いやられる人たちがいなくなることはない。それどころか貧困状態に追いやられる人たちが大量生産され、ホームレスの中心は40代半ばだと言われるまで5年も必要ないのではないと思う。30代後半の若者の一人として、こんな救われない社会の中で生きていくのは絶

対にイヤである。この押し付けられた社会の中で生きていくしか仕方がないとあきらめるのではなく、今の社会構造・制度を疑って、誰もが安心して生きていける社会を目指すためには、少しずつでも現場から声をあげていく以外ないのではないだろうか。